

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人所沢オハナ

三 代表者の氏名

星 良二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五十八番地の一カマタハイツ二百三

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を行い、公共の福祉の増進に寄与することと、市民、地域、企業などとの連携を構築し地域住民がいつまでも自分らしく安心して楽しく生活できる社会を創造することを目的とする。